

千葉市文化ホールの管理に関する令和5年度協定書に係る 変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）とちばアートウインド運営企業体（以下「乙」という。）との間で令和5年4月1日付けをもって締結した「千葉市文化ホールの管理に関する令和5年度協定書」の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 変更事項

(1)「千葉市文化ホールの管理に関する令和5年度協定書」第2条第1項を次のとおり変更する。

(変更前)

「基本協定書第48条第3項の令和5年度の指定管理料は、132,924,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。このうち、23,400,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は、基本協定書第48条第1項に規定するZの金額とし、甲は当該Zの金額について、乙に概算払をするものとする。」

(変更後)

「基本協定書第48条第3項の令和5年度の指定管理料は、138,038,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。このうち、28,514,000円(消費税及び消費税相当額を含む。)は、基本協定書第48条第1項に規定するZの金額とし、甲は当該Zの金額について、乙に概算払をするものとする。」

(2)「千葉市文化ホールの管理に関する令和5年度協定書」第2条第2項の表を次のとおり変更する。

(変更前)

月	通常払	概算払	合計
4月	9,127,000円	11,700,000円	20,827,000円
5月～9月	9,127,000円	-	9,127,000円
10月	9,127,000円	11,700,000円	20,827,000円
11月～ <u>3月</u>	9,127,000円	-	9,127,000円

(変更後)

月	通常払	概算払	合計
4月	9,127,000円	11,700,000円	20,827,000円
5月～9月	9,127,000円	-	9,127,000円
10月	9,127,000円	11,700,000円	20,827,000円
11月～ <u>2月</u>	9,127,000円	-	9,127,000円
<u>3月</u>	9,127,000円	<u>5,114,000円</u>	<u>14,241,000円</u>

2 変更理由

原油価格・物価高騰に伴う光熱水費の高騰により維持管理費が圧迫されており、人件費

の支払いが滞る可能性があるなど、すでに管理運営費が不足する見込みであるため、年度内に指定管理委託料を変更する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和6年3月6日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一

乙 ちばアートウインド運営企業体

構成員（代表企業）

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号
Fun Space株式会社
代表取締役 鈴木茂

構成員

東京都中央区新富2丁目8番1号
株式会社パシフィックアートセンター
代表取締役 及川正勝

構成員

千葉市花見川区幕張本郷1丁目3番33号
株式会社千葉共立
代表取締役 武井幸也

構成員

東京都港区北青山3丁目5番12号
青山クリスタルビル4階
株式会社ハンズオン・エンタテインメント
代表取締役 菊地哲榮

構成員

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号
オーチャー第1ビル
株式会社オーチャー
代表取締役 片野由布